

○ 政策目標 10-1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p>
-------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
政10-1-1：経費予算の認可	
政10-1-2：財務諸表の承認	

関連する内閣の基本方針	該当なし
--------------------	------

政策目標10-1についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。</p> <p>財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。</p>

施策	政10-1-1：経費予算の認可
取組内容	<p>日本銀行の予算については、日本銀行法第51条第1項において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。</p>

定性的な測定指標	
[主要] 政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保	
(目標の内容) 日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査します。	
(目標の設定の根拠) 財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条第1項において、日本銀行は、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。	
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和8年度経費予算については、令和8年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。</p> <p>令和8年度経費予算では、経費効率化の取組が引き続きなされていることが確認できたものの、業務の遂行上必要な経費を確保するに当たり、幅広い科目が、物価や労務単価の影響を受けたほか、システムの大規模更改等を背景に一般事務費が増加した結果、その合計額は、2,317.0億円（対7年度比+114.7億円）となっています（参考指標1参照）。</p> <p>上記のとおり、令和8年度経費予算については、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>令和8年度経費予算については、令和8年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。その合計額は、全体で2,317.0億円（対7年度比+114.7億円）となっているものの、前記のとおり、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「認可対象経費の予算」

政10-1-1に係る参考情報参考指標 1：認可対象経費の予算

科 目		令和4年度 予算	5年度予算	6年度予算	7年度予算	8年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	54,882	61,925	62,647	63,947	65,774	2.9
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,332	21,326	21,468	21,756	22,075	1.5
給与等	役員給与	429	432	438	437	498	13.8
	職員給与	41,579	42,989	44,243	46,244	48,165	4.2
	退職手当	10,356	10,547	8,719	10,002	8,443	▲15.6
	小 計	52,364	53,968	53,400	56,683	57,105	0.7
交通通信費	旅費交通費	1,978	2,524	2,556	2,440	2,503	2.6
	通信費	2,240	2,066	2,232	2,201	2,375	7.9
	小 計	4,218	4,590	4,788	4,641	4,878	5.1
修繕費	修繕費	2,277	2,187	3,275	2,426	3,319	36.8
一般事務費	消耗品費	1,170	1,309	1,160	1,143	1,236	8.1
	光熱水道費	2,020	4,039	2,923	2,511	2,194	▲12.6
	建物機械等賃借料	5,737	6,839	6,660	5,970	6,878	15.2
	建物機械等保守料	11,669	11,701	12,023	11,224	13,557	20.8
	事務費	37,149	36,176	37,806	41,972	47,100	12.2
	小 計	57,745	60,064	60,571	62,820	70,965	13.0
固定資産取得費	固定資産取得費	2,871	3,753	2,088	6,949	6,582	▲5.3
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		196,689	208,814	209,237	220,223	231,697	5.2

(出所) 日本銀行ウェブサイト

(https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm)

(注) 計数については、単位未満を四捨五入して表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

施策	政10-1-2：財務諸表の承認
取組内容	<p>日本銀行の決算については、日本銀行法第52条第1項において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保
	(目標の内容)
	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査します。
	(目標の設定の根拠)
	財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条第1項において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	<p>令和 6 年度決算及び令和 7 年度上半期決算に係る財務諸表については、令和 7 年 5 月及び同年 11 月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。特に、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金については、関係法令や日本銀行の会計規程等を踏まえて、適切に算定されていることを確認しました。</p> <p>上記のとおり、令和 6 年度決算及び令和 7 年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>令和 6 年度決算及び令和 7 年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和 7 年 5 月及び同年 11 月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務諸表の主要な計数」

政10-1-2に係る参考情報

「令和 7 年度政策評価書」の評価対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日であることから、令和 7 年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1 : 財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位: 億円)

科目	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
(資産の部)					
金地金	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
現金	1,991	2,983	4,166	4,593	4,783
国債	5,321,652	5,261,736	5,817,206	5,896,634	5,759,308
（うち長期国債）	4,957,770	5,112,312	5,762,197	5,856,168	5,742,275
コマーシャル・ペーパー等	28,764	25,143	21,232	22,109	10,402
社債	74,984	85,830	80,089	60,727	48,537
金銭の信託（信託財産株式）	5,810	4,575	3,047	1,707	369
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	358,796	365,657	370,459	371,861	371,861
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	6,668	6,661	6,665	6,659	6,657
貸出金	1,258,402	1,515,328	944,397	1,079,079	968,126
外国為替	76,787	83,064	91,105	107,361	111,835
代理店勘定	181	47	97	100	128
その他資産	4,884	4,767	5,868	6,532	8,819
有形固定資産	2,227	2,320	2,410	2,447	2,421
無形固定資産	1	4	4	4	4
資産の部合計	7,145,566	7,362,535	7,351,165	7,564,231	7,297,669
(負債の部)					
発行銀行券	1,160,116	1,198,707	1,219,550	1,208,798	1,186,685
預金	5,493,727	5,897,473	5,779,806	5,990,253	5,774,500
（うち当座預金）	5,225,703	5,631,784	5,490,781	5,611,820	5,304,326
政府預金	369,179	130,325	155,979	157,103	39,380
売現先勘定	5,947	9,199	53,709	42,585	128,331
その他負債	1,890	2,799	1,420	5,993	3,635
退職給付引当金	2,050	2,070	2,091	2,110	2,106
債券取引損失引当金	51,980	56,010	60,622	69,849	74,577
外国為替等取引損失引当金	15,314	18,924	22,669	29,180	29,180
負債の部合計	7,100,206	7,315,511	7,295,849	7,505,874	7,238,398
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	33,167	33,777	34,439	35,483	36,626
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	12,191	13,246	20,875	22,872	22,642
純資産の部合計	45,360	47,024	55,316	58,356	59,270
負債および純資産の部合計	7,145,566	7,362,535	7,351,165	7,564,231	7,297,669

(注1) 計数については、円単位での計算後、単位未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない（損益計算書も同様）。

(注2) < 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す（損益計算書も同様）。

【損益計算書】

(単位：億円)

科目	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益	24,191	30,507	37,602	50,858	45,757
貸出金利息	0	0	7	93	578
買現先利息	—	▲1	—	▲1	0
国債利息	10,866	11,233	13,319	17,124	20,774
コマーシャル・ペーパー等利息	▲3	▲4	2	6	39
社債利息	8	21	34	71	111
国債売却益	—	—	158	—	—
外国為替収益	3,012	7,299	8,897	16,757	5,189
その他	10,307	11,958	15,181	16,806	19,064
経常費用	4,427	6,322	5,295	4,458	17,835
売現先利息	▲55	▲0	▲126	▲140	294
国債売却損	—	—	228	10	718
社債売却損	—	—	0	—	—
外国為替費用	—	1,037	309	—	908
経費	1,990	2,018	2,106	2,191	2,215
その他	2,493	3,267	2,776	2,397	13,698
経常利益	19,764	24,185	32,307	46,399	27,922
経常収入	11,646	11,598	15,207	21,088	25,583
長期国債関係損益	—	—	▲70	▲10	▲718
外国為替関係損益	2,478	7,220	7,490	13,021	▲908
経費	▲1,990	▲2,018	▲2,106	▲2,191	▲2,215
その他	7,629	7,385	11,785	14,491	6,181
うち金銭の信託(信託財産株式)運用損益	2,505	2,973	3,541	3,881	4,670
金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益	7,275	8,426	11,044	12,356	13,826
金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益	292	315	306	312	327
補完当座預金制度利息	▲2,179	▲1,802	▲1,766	▲1,887	▲12,517
貸出促進付利制度利息	—	▲806	▲372	▲22	—
特別利益	—	100	170	40	19
特別損失	5,234	7,643	8,360	15,739	4,729
特別損益	▲5,234	▲7,542	▲8,190	▲15,698	▲4,709
うち債券取引損失引当金	▲3,987	▲4,029	▲4,612	▲9,227	▲4,727
外国為替等取引損失引当金	▲1,239	▲3,610	▲3,745	▲6,510	—
税引前当期剰余金	14,529	16,643	24,116	30,701	23,213
法人税、住民税及び事業税	2,338	3,396	3,241	7,828	570
当期剰余金	12,191	13,246	20,875	22,872	22,642

(出所) 日本銀行ウェブサイト

(https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm)

(注) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示す。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。</p>				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	<p>該当なし</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>該当なし</p>				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	<p>令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。</p>				
政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
<p>上記の政策目標に関連する予算額等はありません。</p>					
担当部局名	理財局総務課調査室		政策評価実施時期	令和 8 年 6 月	